

専門職大学等の創設に向けて

設置基準の制定と制度施行に向けた対応

塩原誠志

文部科学省 高等教育局主任大学改革官

1 はじめに

先の通常国会で学校教育法の一部を改正する法律が成立し、2019年度から専門職大学及び専門職短期大学の制度がスタートすることとなった。

専門職大学等の制度は、昨年5月の中央教育審議会答申による提言を受け、文部科学省において所要の法令整備の検討を進めてきたものであり、大学制度のなかに位置づきつつ、実践的な職業教育に重点を置いた新たな枠組みとして創設されるものである。専門職大学等の教育においては、従来の大学等の強みと専門学校の強みの双方を採り入れ、産業界等との密接な連携の下、変化に対応しつつ、専門業務の改善・革新や、新たなモノ・サービスの創出を担うことのできる実践的かつ創造的な専門職業人材の育成を目指すこととしている。

2 設置基準の整備

(1) 専門職大学・専門職短期大学の設置基準

今回の法改正により、機関の目的など、専門職大学等の基本的な枠組みは定められたが、教育課程や教員、施設設備などの教育条件に関する詳細の設計は、文部科学省令である設置基準に委ねられている。設置基準の設定に関する基本的な方向性や定めるべき内容は、昨年の中教審答申の中でも既に示されており、「現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る」とされている。また、設置基準のあり方に関

しては、国会の審議においても繰り返し取り上げられ、法案審議の際の附帯決議では「既存の高等教育機関の教育課程との違いが明確となるようにすること」、「大学設置基準等の水準も踏まえつつ、より弾力的な対応が可能となるよう配慮すること」を要請している。文部科学省では、こうした中教審答申や国会での審議を踏まえた検討を進め、7月下旬以降、専門職大学等の設置基準案を公表して、これに対する意見募集（パブリックコメント）の手続きを進めている。公表した設置基準案のポイントは以下のとおりである。

※以下のポイントは、専門職大学等の設置基準で定めるべき事項のうち、専門職大学等の特色として、既存の大学等にはない独自の基準を定める部分を列挙したものであり、これ以外の事項については、基本的に大学等と同様の規定を整備することとなる。

i) 教育課程等

「教育課程の編成方針」として、産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・編成・実施し、不断に見直すことや、「実践的な能力」及び「創造的・応用的な能力」を育成・展開することを求めている。また、産業界等と連携して教育課程を編成・実施するための「教育課程連携協議会」の設置も義務付けている。さらに、開設すべき授業科目の種類として、①生涯にわたる資質向上と社会的・職業的自立の基礎等を培う「基礎科目」、②特定の職種について、理論と実践にわたる専門性の修得を図る「職業専門科目」、③より幅広い関連分野への展開を図る「展開科目」、④学んだ知識・技能等の総合を図る「総合科目」の4つの科目を設け、それぞれの必要単位数を定めている。実習等重視の視点からは、卒業・修了に必要な最低単位数の概ね3分の1以上(例えば、4年制(卒業単位124単位以上)で40単位以上)を実習等により修得させるとともに、当該実習等には、企

業等での「臨地実務実習」が一定単位数(例えば、4年制で20単位)含まれるものとし、長期のインターンシップを必修化する。このほか、入学前の学修等に対する単位認定の制度を拡大し、実務の経験を通じた能力修得を授業科目の履修とみなして単位を与える仕組みを導入している。

ii) 教員

「専任教員数」については、大学・短大設置基準を踏まえつつ、さらに、小規模の学部・学科のための基準を新設している。具体的には、例えば、専門職大学の経済学関係の学部の場合、収容定員「400人～800人」の場合に加え、既存の大学にはない「200人～399人」の場合の基準を新設しているほか、専門職短期大学においては、入学定員が一定数に満たない小規模の学科の専任教員について、その必要数の2割までは兼任教員をもって代えることができるものとしている。

また、実務家教員を積極的に登用するよう、必要専任教員数の4割以上は「専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」とするとともに、当該必要専任実務家教員数の2分の1以上は、研究能力を併せ有する実務家教員としている。ここにおける「併せ有する研究能力」としては、①大学等での教員歴、②修士以上の学位、または③企業等での研究上の業績のいずれかを求めることとしている。なお、実務家教員については、企業等における最先端の実務に従事しつつ、専門職大学等の教育に当たる者を確保することも重要であり、必要専任実務家教員数の2分の1以内は、いわゆる「みなし専任教員」で足りることとしている。

iii) 学生

学生に関する規定としては、実務経験者など入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化するとともに、同時に授業を行う学生数については、原則40人以下とするものとする。

iv) 施設設備関係

施設設備に関しては、中教審答申を踏まえ、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性を踏まえた弾力的な対応が可能な基準を設定することとした。

まず、「校地面積」については、既存の大学等と同様、収

容定員上の学生1人当たり10㎡以上とすることを原則としつつ、一定の要件の下で、弾力的な取り扱いを可能としている。具体的には、その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難な場合には、教育研究上支障のない限度において、必要校地面積を減ずることができることとする。

運動場・体育館等については、体育館その他のスポーツ施設を原則設置するとともに、運動場をなるべく設置することとし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の使用による代替措置を可能としている。

「校舎面積」については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科のための基準を新設することとしており、専門職大学では、収容定員「200人まで」の場合に加え「100人まで」の場合の基準を、専門職短期大学では、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新設する。さらに、臨地実務実習が必修である等の機関の特性を考慮して、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の施設の使用により確保する場合など、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とした。校舎面積の減算に係る要件・手続きについては、大学設置認可申請に係る手続規則においても、所要の規定を整備する予定である。

(2) 大学・短期大学における「専門職学部・学科」

なお、改正学校教育法では「大学／短期大学のうち…専門が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させる／育成することを目的とするものは、専門職大学／専門職短期大学とする」と規定し、大学等のうち、機関全体が専門職業人養成に特化したものを専門職大学等に位置づけている。一方、新たな機関の設置形態については、中教審答申において、既存の大学・短大が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設することも可能とすべきことが提言されている。これらを踏まえ、文部科学省では、専門職大学等の制度化に加え、既存の大学・短大のなかに新たな機関の趣旨を活かす「専門職学部・学科」の制度化を、併せて検討することとしている。

(3) 制度化に向けた今後の作業

文部科学省では、パブリックコメント終了の後、中央教育審議会における最終的な審議を経て、専門職大学設置基準等の関係政省令等を速やかに策定するとともに、これら政省令等の解釈・運用を示す通知の発出や、設置認可申請等に係る手続規則、審査の観点などの整備を行う予定である。また、これらを通じ、専門職大学等の制度設計を確立したあとには、その成果をもとに、「専門職学部・学科」の制度化のための大学・短大設置基準の改正に向けた作業を追って進めていく。

3 新たな機関への期待

(1) 新たな機関に期待される役割

専門職大学等は、経済社会の変化に伴う人材需要に即応する職業教育機関として、それぞれの職業分野の関係団体・関係事業者等と密接な連携体制を構築し、それら団体・事業者等の協力を得ながら教育活動を進めていくことが不可欠となる。また、新たな機関として、まずは、質の高い教育の成果をもって実績を示し、社会の評価を確立していくことが大切となる。とりわけ、制度導入期における各専門職大学等にあっては、実践的かつ創造的

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準について

○これまでの中央教育審議会等での審議及び国会での法案審議を踏まえ、次のような基本的な考え方の下に「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」(省令)を制定する。

＜基本的な考え方＞

- ・国際通用性を求められる「大学」の枠組みのなかに位置づけられる機関としてふさわしい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とすることが求められる。(国会での法案審議における松野前文部科学大臣答弁)
- ・現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。(平成28年5月中央教育審議会答申)

1. 教育課程等	
(1) 教育課程の編成方針	・産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。 ・「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。
(2) 教育課程連携協議会	・産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務づけ。
(3) 開設授業科目	・開設すべき授業科目の種類として、次の①～④を規定。 ①基礎科目[4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上] ②職業専門科目[4年制で60単位以上／2年制で30単位、3年制で45単位以上] ③展開科目[4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上] ④総合科目[4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上] (注)卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上／2年制で62単位以上、3年制で93単位以上
(4) 実習等の重視	・実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。 [4年制で40単位以上／2年制で20単位以上、3年制で30単位以上] ・上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。 [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上、3年制で15単位以上] ※やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで／2年制で2単位、3年制で3単位まで]
(5) 入学前の既修得単位の認定	・入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。 [4年制で30単位まで／2年制で15単位、3年制で23単位まで]

な人材への需要増が見込まれる成長分野等において、当該分野の課題に対応した新たな教育モデルを生み出す先導的機関として、その機能を発揮していくことが、特に重要な役割として期待されるであろう。

新たな専門職大学等が、こうした役割を通じ、既存の高等教育機関に対しても先進事例を提示していくこととなれば、我が国の職業教育全体にとっても意義が大きいものと考えている。

(2) 魅力ある機関としてのスタートに向けて

制度施行初年度となる2019年度の開学を目指す専門職大学・専門職短期大学については、本年秋に設置認可申請の受付を行い、審査の手続きを進めることとなる。

一方、専門職大学等を実際に設置するには、教育課程の開発・編成、教員の確保や施設設備等の整備、産業界等との連携など、設置基準で定める要件を満たすための相当の準備も必要となる。設置認可の申請については、準備の整った機関から順次受付を行うほか、そのための事務相談等の体制も整備していく予定である。

新たな制度が社会の期待に応える魅力的な制度としてスタートできるよう、専門職大学等の創設を目指す各設置主体におかれては、十分な検討と準備のうえに、法令基準の遵守はもとより、各分野のニーズに即した実効的な設置計画を具体化していただくことを、切に願っている。



2. 教員	
(1) 専任教員数	・大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。 ※専門職大学では、例えば経済学関係の学部の場合、収容定員[400人～800人]の場合に加え[200人～399人]の場合の基準を新設。 ※専門職短期大学では、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。
(2) 実務家教員	・必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。 ・必要専任実務家教員数の2分の1以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。 ※大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。 ・必要専任実務家教員数の2分の1以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

3. 学生	
(1) 入学者選抜	・実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
(2) 同時に授業を行う学生数	・原則として40人以下とすることを規定。

4. 施設設備	
(1) 校地面積	・大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取り扱いを可能とする。 ※その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減らすことができることとする。
(2) 運動場、体育館その他のスポーツ施設	・原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情がある時は、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。
(3) 校舎面積	・大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。 ※専門職大学では、収容定員[200人まで]の場合に加え[100人まで]の場合の基準を新設。 ※専門職短期大学では、収容定員[100人まで]の場合に加え[50人まで]の場合の基準を新設。 ・臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減らすことを可能とする。 ※企業等の事業者から継続的・安定的な施設の供用について文書による確約が得られており、全授業科目を実施するうえで必要な施設設備が整っていることなど、必要な要件及び手続については、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(省令)において規定。